

府令

○内閣府令第三十一号

銀行法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十九号)附則第十條第一項の規定に基づき、銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

(定義)

第一条 この府令において使用する用語は、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)及び銀行法等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)において使用する用語の例による。

第二条 改正法附則第十條第一項の規定により銀行が決定する電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針
二 電子決済等代行業者が、その営む電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等

を取得することなく当該銀行に係る電子決済等代行業を営むことができる体制のうち、改正法による改正後の銀行法(次号において「新法」という。)第二條第一号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期
三 前号に規定する体制のうち、新法第二條第十七項第二号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期
四 第二号又は前号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運用及び保守を自ら行うか、又は第三者に委託して行わせるかの別その他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針
五 当該銀行において電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先
六 その他電子決済等代行業者が当該銀行との連携及び協働を検討するに当たって参考となるべき情報

附則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十二号

銀行法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十九号)附則第十條第一項の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会の信用協同組合電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

(定義)

第一条 この府令において使用する用語は、銀行法等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)において使用する用語の例による。

第二条 改正法附則第十條第一項の規定により信用協同組合又は中小企業等協同組合(昭和二十四

年法律第八十一号)第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会が決定する信用協同組合電子決済等代行業者(改正法による改正後の協同組合による金融事業に関する法律(以下この条

において「新法」という。)第六條の五の九第一項の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営む事項について定めるものとする。

以下この条において同じ。)との連携及び協働に係る方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 信用協同組合電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針
二 当該信用協同組合が新法第六條の五の五第一項に規定する同意をするかどうかの別
三 信用協同組合電子決済等代行業者が、その営む信用協同組合電子決済等代行業の利用者から当該利用者

附則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十三号

銀行法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十九号)附則第十條第一項の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会の信用金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

(定義)

第一条 この府令において使用する用語は、銀行法等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)において使用する用語の例による。

二 信用協同組合電子決済等代行業者が、その営む信用協同組合電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該信用協同組合又は中小企業等協同組合第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会(以下「信用協同組合等」と総称する。)に係る信用協同組合電子決済等代行業を営むことができる体制のうち、新法第六條の五の二第二項第一号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期
四 前号に規定する体制のうち、新法第六條の五の二第二項第二号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期
五 第三号又は前号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運用及び保守を自ら行うか、又は第三者に委託して行わせるかの別その他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針
六 当該信用協同組合等において信用協同組合電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先
七 その他信用協同組合電子決済等代行業者が当該信用協同組合等との連携及び協働を検討するに当たって参考となるべき情報

附則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十三号

銀行法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十九号)附則第十條第一項の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会の信用金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

(定義)

第一条 この府令において使用する用語は、銀行法等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)において使用する用語の例による。

第二条 改正法附則第十條第一項の規定により信用金庫又は信用金庫連合会が決定する信用金庫電子

決済等代行業者(改正法による改正後の信用金庫法(以下この条において「新法」という。)第八十五條の十一第一項の規定により信用金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者を含む。以下この条において同じ。)との連携及び協働に係る方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 信用金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針
二 当該信用金庫が新法第八十五條の七第一項に規定する同意をするかどうかの別
三 信用金庫電子決済等代行業者が、その営む信用金庫電子決済等代行業の利用者から当該利用者

附則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十三号

銀行法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十九号)附則第十條第一項の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会の信用金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

(定義)

第一条 この府令において使用する用語は、銀行法等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)において使用する用語の例による。

第二条 改正法附則第十條第一項の規定により信用金庫又は信用金庫連合会が決定する信用金庫電子

決済等代行業者(改正法による改正後の信用金庫法(以下この条において「新法」という。)第八十五條の十一第一項の規定により信用金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者を含む。以下この条において同じ。)との連携及び協働に係る方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 信用金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針
二 当該信用金庫が新法第八十五條の七第一項に規定する同意をするかどうかの別
三 信用金庫電子決済等代行業者が、その営む信用金庫電子決済等代行業の利用者から当該利用者

附則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十三号

銀行法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十九号)附則第十條第一項の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会の信用金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

(定義)

第一条 この府令において使用する用語は、銀行法等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)において使用する用語の例による。

- 四 前号に規定する体制のうち、新法第八十五条の四第二項第二号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期
 - 五 第三号又は前号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運用及び保守を自ら行うか、又は第三者に委託して行わせるかの別その他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針
 - 六 当該金庫において信用金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先
 - 七 その他信用金庫電子決済等代行業者が当該金庫との連携及び協働を検討するに当たって参考となるべき情報
- (連携及び協働に係る方針の公表)
- 第三条 金庫は、前条の方針を決定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 附 則
この府令は、公布の日から施行する。

府 令 ・ 省 令

内閣府 省令第三号

銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）附則第十条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の商工組合中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令を次のように定める。

平成二十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
財務大臣 麻生 太郎
経済産業大臣 世耕 弘成

株式会社商工組合中央金庫の商工組合中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令

(定義)

第一条 この命令において使用する用語は、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）及び銀行法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）において使用する用語の例による。

第二条 改正法附則第十条第一項の規定により商工組合中央金庫が決定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者（改正法による改正後の株式会社商工組合中央金庫法（以下この条において「新法」という。）第六十条の三十二第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業者を営む電子決済等代行業者を含む。以下この条において同じ。）との連携及び協働に係る方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 商工組合中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針
- 二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者が、その営む商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等取得することなく商工組合中央金庫電子決済等代行業を営むことができる体制のうち、新法第六十条の二第一項第一号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期
- 三 前号に規定する体制のうち、新法第六十条の二第一項第二号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期

- 四 第二号又は前号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運用及び保守を自ら行うか、又は第三者に委託して行わせるかの別その他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針
 - 五 商工組合中央金庫において商工組合中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先
 - 六 その他商工組合中央金庫電子決済等代行業者が商工組合中央金庫との連携及び協働を検討するに当たって参考となるべき情報
- (連携及び協働に係る方針の公表)
- 第三条 商工組合中央金庫は、前条の方針を決定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 附 則
この命令は、公布の日から施行する。

内閣府 省令第三号

銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）附則第十条第一項の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会の労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令を次のように定める。

平成二十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
厚生労働大臣 塩崎 恭久

労働金庫及び労働金庫連合会の労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令

(定義)

第一条 この命令において使用する用語は、銀行法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）において使用する用語の例による。

第二条 改正法附則第十条第一項の規定により労働金庫又は労働金庫連合会が決定する労働金庫電子決済等代行業者（改正法による改正後の労働金庫法（以下この条において「新法」という。）第八十九条の十二第一項の規定により労働金庫電子決済等代行業者を営む電子決済等代行業者を含む。以下この条において同じ。）との連携及び協働に係る方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針
 - 二 当該労働金庫が新法第八十九条の八第一項に規定する同意をすることがどうかの別
 - 三 労働金庫電子決済等代行業者が、その営む労働金庫電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等取得することなく当該労働金庫又は労働金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）に係る労働金庫電子決済等代行業者を営むことができる体制のうち、新法第八十九条の五第二項第一号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期
 - 四 前号に規定する体制のうち、新法第八十九条の五第二項第二号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期
 - 五 第三号又は前号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運用及び保守を自ら行うか、又は第三者に委託して行わせるかの別その他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針
 - 六 当該金庫において労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先
 - 七 その他労働金庫電子決済等代行業者が当該金庫との連携及び協働を検討するに当たって参考となるべき情報
- (連携及び協働に係る方針の公表)
- 第三条 金庫は、前条の方針を決定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 附 則
この命令は、公布の日から施行する。